

令和5年度事業報告書

第14期

令和5年4月1日～令和6年3月31日

札幌市東区北12条東10丁目2番3号

第5コーポ春1号室

特定非営利活動法人 自立支援事業所 ベトサダ

事業報告書

令和6年3月31日現在

事業名 包括的・段階的 支援事業	具体的な事業内容	実施日時	実施場所	従事者の 人数	受益対象者の 範囲及び人数
実行委員会の開催	連携事業を円滑に遂行する為、課題の把握、整理、検討を行う	R5年4月1日 より R6年3月31日 ①毎曜日 ②毎木曜日	①ベトサダ事務所 札幌市東区北12条東10丁目 2-3第5コーポ春1号室 ②ジョイン事務所 札幌市北区北23条西7丁目1- 38プラザ23おおうら103号室 (リモート会議)	4名 8名	スタッフ会議 調整会議
生活困窮者への自立支援活動 札幌市ホームレス相談支援 センター（分室「ベトサダ」） 運営業務	さまざまな理由により生活困窮に陥ってしま いそうな人が自立できるまでの間、衣食住の提 供等の生活支援、無料職業紹介や面接などの送 迎等の就労支援、病院への送迎、医療費減免手 続のサポート等の医療支援を行う事で、安定し た生活基盤を作ってもらふ事を目的としていま す。面接を通じて適切な連携団体に繋ぎま す。尚、地域居住支援事業（加速化事業）に関 して、他団体は委託費を受けて行っていますが、 ベトサダは従来ベトサダを離れて以降も一 時生活支援事業と考えているので、加速化事業 に参加していません。	R5年4月1日 より R6年3月31日	・キラメック	3名	生活困窮者 総受け入れ人数 80名 前年度より引き継ぎ 8名 就労支援者数 52名 自立した人数 28名 生活保護数 36名
その他・高齢者・障がい者・介護 が必要な方々への支援活動	その他。障がい者及び高齢者に対して通院、買 い物等の送迎、各種手続き、問題点、悩み事の 相談、分析を行いフォローアップすることによ り一日も早く社会参加を実現させることを目 的としています。 長期生活困窮で病気を患い、病状が悪化した状 態で相談に訪れる人も多いため、早急な医療サ ービスを的確に受け付けてもらいます	R5年4月1日 より R6年3月31日	・キラメック	3名	その他・障がい者・高齢者 医療及び介護が必要な生活困窮者 その他 11名 高齢者（50歳以上） 40名
札幌市内における、路上生活者及 び生活困窮者と思われる人への 声掛け活動	朝回り、夜回り等での声掛け、巡回相談、安否 確認、路上生活者予備軍の早期アプローチによ る救出等を行います	R5年4月1日 より R6年3月31日	実施なし R6年度より再開	4名	札幌市内の路上生活者及び生活困窮者 目視延べ 0名 1回平均目視 0名
生活困窮者等の緊急避難施設 （シェルター）の設置	生活困窮者に対し、生活支援を行い生活の立て 直しを行います。肉体的に疲労困憊した身体を 休めてもらい、精神的に抱えているダメージを カウンセリングによりひも解いていき、一般就 労に向けさせていきます	R5年4月1日 より R6年3月31日	・キラメック	3名	生活困窮者 延べ 88名 （前年度からの継続8名含む）
24時間電話相談	警察署、他支援団体、区役所、一般住民の情報 提供、本人のインターネット検索他からの相 談、連絡、受け入れ要請	R5年4月1日 より R6年3月31日	・ベトサダ事務所 札幌市東区北12条東10丁目 2-3第5コーポ春1号室	3名	生活困窮者 夜間電話 11件 夜間受け入れ 11名 (PM6:00~AM8:00)
上記に係る運営維持管理業務	連携事業の運営管理、経理、一般事務、取り纏 めを行います	R5年4月1日 より R6年3月31日	・ベトサダ事務所 札幌市東区北12条東10丁目 2-3第5コーポ春1号室	1名	
住宅確保困難者に対する 居住支援事業	様々な理由によりアパートが借りられない等、 早急に自立出来ない人に居住支援を行います。 (委託事業外の生活支援・住宅支援)	R5年4月1日 より R6年3月31日	事業中止	0名	札幌市以外の生活困窮者委託事業 対象外者 利用者 0名
無料職業紹介事業	自分で就職活動が出来ない・決まらない等の入 達に、応募して頂いている会社の紹介・案内を 行います	R5年4月1日 より R6年3月31日	・ベトサダ事務所 札幌市東区北12条東10丁目 2-3第5コーポ春1号室	3名	ベトサダ入居者対象 3名

※定款第5条（2）に記載されているその他事業は行いませんでした。

実行委員会の開催

◆事業ミーティング、毎日スタッフ会議を行います。入居者の現状、課題の整理、動向等の検討を行います

- ・期 間： 令和5年4月1日より令和6年3月31日
- ・場 所： 札幌市東区北12条東10丁目2-3第5コーポ春1号室
- ・人 員： ベトサダスタッフ

◆実行委員会、週1回委託事業調整会議を行い、連携事業を円滑に進める為、課題の把握、整理、検討等を行いました。

- ・期 間： 令和5年4月1日より令和6年3月31日（毎週木曜日）
- ・場 所： 札幌市北区北23条西7丁目1-38第11プラザおおورا103号室
札幌市一時生活支援協議会「ジョイン」事務所（リモート会議及び月1回対面会議にて開催）
- ・人 員： 各団体の現場担当者及び札幌市役所保護自立支援課担当者及び関係者

（活動内容）

一時生活支援業務を行う為に開催します。連携の確認（部屋の空き状況・就労・住宅支援・サポート等）、本人の方向性、社会資源の必要性、状況説明等を行いました。

生活困窮者への自立支援活動

- ・期 間： 令和5年4月1日より令和6年3月31日
- ・場 所： 札幌市東区北12条東10丁目2-3第5コーポ春1号室
- ・対象者： ベトサダ入居者
- ・人 員： ベトサダスタッフ 3名

（支援内容）

札幌市一時生活支援事業に於いての入り口支援及び緊急シェルター対応を行います。支援を求めて来る人には、共同生活の為、ハウスルールに則していれば100%即入居してもらい支援・繋ぎを行います。

一時生活支援事業として困窮者が自立できるまでの間（基本3か月）一般社会への復帰を目標に、生活支援、就労支援（無料職業紹介事業）、面接や通勤等の送迎支援、病院への送迎、医療費減免手続きのサポート等の医療支援・債務整理同行・自立する為の住居相談で保証人無用・初期費用が少額で入居可能な物件を持っている不動産屋を紹介・同行支援を行いました。安定した生活基盤を作ってもらう事を目的として、面談を通じて適切な連携団体に繋ぎました。

相談者の現状、状況、過去、障害の有無、要望、方向性等の話聞き取ります。それにより、今後の方向性を当事者と話し合いを行いながら支援の方向性を考えていきます。ベトサダ荘への入荘、他団体への繋ぎ等を判断し、本人確認の上、今後どのようにするか決定していきまします。

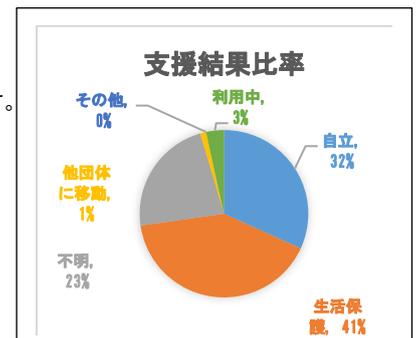
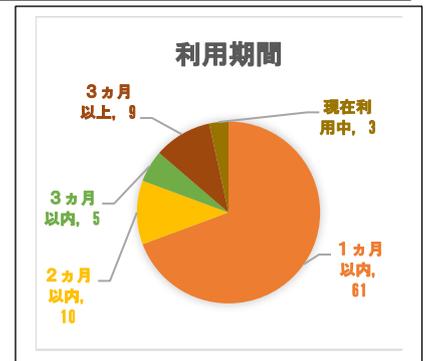
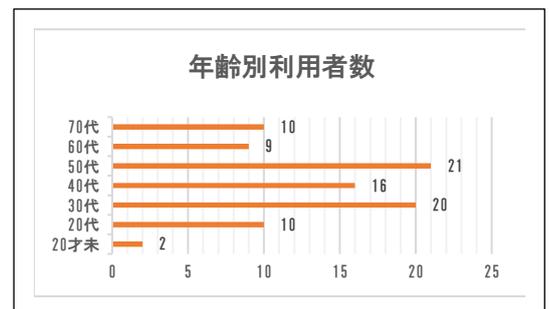
今年度（令和5年4月1日より令和6年3月31日）の総入居者数延べ80名、総支援者数88名です。内訳は、札幌市内からの入居者45名、道内16名及び道外16名、その他11名いました。令和4年度事業から引き続き支援している人は8名いました。10代—2名・20代1—0名・30代—20名・40代—16名・50代—21名・60代—3名・70代以上—10名です。支援結果として自立28名・生活保護36名・他団体へ移動1名・不明20名・現在利用中（R6年4月1日現在）3名になりました。シェルター利用期間は1か月以内61名・2か月以内10名・3か月以内5名・3か月以上9名・現在利用中（R6年4月1日現在）3名です。

就労支援では、今年度80名中（総利用者数88名）28名が自立していきまします。支援として衣食住の提供、面接送迎等の支援を行いました。また、無料職業紹介事業を行っているので、当団体に求人をしてる企業及び関連団体に3名繋ぎ、自立に向けての準備が早めに出来る様に連携して就労支援を行いました。本人の意思により当団体に求人している会社の面接を希望した場合、当施設に来てもらい面接を行って頂きました。就職が決まった方には昼食の支援等を行いました。

緊急シェルターとしての緊急受け入れは365日24時間体制で受け入れしています。夜間18：00～8：00までの受け入れは11件ありました。

医療支援では、健康保険の申請の手伝い、常備薬の配布、病院への送迎、情緒不安定、ストレス等のリスクヘッジの為のカウンセリング等を行いました。

入居者に生活保護申請の支援を行うことは可能ですが、就労意欲のある健康な人に対し、安易に生活保護申請をするのは、「生活保護依存症」の要因となります。私たちは「生活保護に頼らない支援」をするために、「生活支援」「就労支援」「医療支援」を基本に支援を行っています。また、債務を抱えた人も多いのですが、借金返済の為のシェルターではないので、入居期間中は借金の返済は出来ません。法テラス等と同行し債



務整理、破産手続き等行いました。今年度も生活保護希望者が多く 42 名を生活保護に繋げました。

成果として生活保護ありきの就労ではなく、一般就労に於いてベトサダの全入居者での自立は 22%になり、就労支援対象者での自立は 68%になります。

その他・高齢者・障がい者・介護が必要な方々への支援活動

- ・期 間： 令和 5 年 4 月 1 日より令和 6 年 3 月 31 日
- ・対象者： その他・高齢者・障がい者・介護が必要な方
- ・人 員： ベトサダスタッフ 3 名

(支援内容)

支援活動は年齢、期間、回数などを聞き回数が少ない・期間が短い・若年齢（目安として 55 歳以下）の人は最初から生活保護希望でない限り就労支援を行います。他の利用者と同様の居住場所に住み、食事の提供を行いました。行動、就労意欲等を見ながら面談を行い一般生活へ移行出来るか出来ないかの判断の確認を行い、就労出来る人はそのまま一般就労をしてもらい、出来ない人は生活保護を受けるよう他団体に繋ぎました。

回数の多い人・期間が長い人・高齢者・障がいがある人は、なかなか一般就労が出来ない為、生活保護受給に向け生活保護申請の手続きの同行支援を行いました。自分で住居確保できない人に居住支援団体と連携し住居紹介の仲介を行い、生活保護が決定し開始及び住居移動までの期間（1 日～15 日）ベトサダで受け入れ、迅速に居住が出来る様支援を行いました。要介護の人は初期面談で繋ぎ先を決めます。主に介護職員がいる団体に繋ぎました。ベトサダでは介護職員がない為、介護が出来ないからです。今年度も障がいを持った人を何名か支援しましたが、障がいのある方の支援の難しさを痛感しました。

札幌市内における、路上生活者及び生活困窮者と思われる人への声掛け活動

- ・期 間： 令和 5 年 4 月 1 日より令和 6 年 3 月 31 日
- ・場 所： 札幌市駅近郊～中心部周辺
- ・対象者： 路上生活者及び生活困窮者
- ・人 員： ベトサダスタッフ 1 名及びジョインメンバー
**今年度はジョインと同行し、ベトサダ単独での見回りは行いませんでした。
ジョインの見回りでの統計等は参加団体に共有されていない為、数値は不明。**



(活動内容)

月 1 回月曜日 AM6:00～AM8:00 位まで支援を行う為の朝回り等での声かけ、巡回相談、パンフレットの配布を行い、路上生活者及び予備軍へのアプローチを行うと同時に、新しい情報収集を行います。顔見知りのホームレスの方々との話の中で新規の人の情報、今はこのあたりに人が集まっている等の情報を貰います。そして、ホームレスの人達の安否確認も兼ねて行っています。新しく声を掛け、相談してくれた人は迅速に繋ぎ先を決めるよう手配します。もしくは、ベトサダに数日間入ってもらい、体力を回復してもらい、今後の方向性を聞き取りどうするか決めていきます。年々路上生活者は減少しています。生活保護を受けてアパートに入った人も数名いますが、そうでない人でも見かける事が出来なくなっています。路上生活をしない生活困窮者は増えています。本年度朝回りは実施しませんでした。尚、R6 年度は巡回相談を月 2 回程度行います。R6 年 4 月は 2 回行いました。

4 月に行った巡回に於いては古参の人は見かけなくなりました。女性も何名かいらっしゃいました。土曜日に巡回を行うことが多いので、声掛けした女性で利用希望の場合、即他団体に繋ぐ事が出来ないと言われているので、ベトサダの状況次第で週明けまで利用してもらい月曜日につなげる形になります。男性の場合も同じでベトサダでは支援が難しい人も週明けまで支援を行い他団体に繋ぐ事になります。

路上生活者及び生活困窮者の緊急避難施設（シェルター）の設置

- ・期 間： 令和 5 年 4 月 1 日より令和 6 年 3 月 31 日
- ・場 所： 札幌市東区北 12 条東 10 丁目 2-3 第 5 コーポ春 1 号室
- ・対象者： ベトサダ入居者
- ・人 員： ベトサダスタッフ 3 名

(支援内容)

生活支援として、住居の確保を行いました。住所が無いと就職もしくは家を借りる事が出来ない為、住居を定め自立できるよう支援しています。緊急シェルター兼住居のシェルターは「札幌市一時生活支援事業」（24 名収容、期間 3 ヶ月）の住居を提供しました。

そして、衣類の提供、食事の支援を行い、不安無く就労し、一日でも早い自立が出来る様に支援を行いました。ベトサダ荘では緊急シェルターも兼ねている為、深夜でも受け入れ要請があります。いつでも即対応出来る様にしています。日頃から入居者に対し常に声かけ等を行い、相談、リスクヘッジを行い、自立に向けたサポートを行いました。北海道という地域性もあり、冬場では生死に関わりますので即入居を行います。

24 時間対応電話相談

- ・期 間： 令和 5 年 4 月 1 日より令和 6 年 3 月 31 日
- ・場 所： 札幌市東区北 12 条東 10 丁目 2-3 第 5 コーポ春 1 号室
- ・対象者： 相談者・利用者他
- ・人 員： ベトサダスタッフ 3 名

(支援内容)

夜間の電話相談、受け入れ等の業務に専属スタッフ 3 名を置き、いかなる時でも支援できる体制をとっています。警察署、他支援団体、市民情報、本人のインターネット検索等による、相談、連絡、要請等があります。緊急シェルターとして受け入れは、365 日 24 時間体制で受け入れしています。18:00~8:00 までの電話相談 17 件・受け入れは 27 件ありました。近年総合窓口ジョイン経由の利用が多くなり直接の夜間相談・利用開始はかなり減っています。深夜帯に関してはここ何年かの支援利用開始は 0 になっています。

無料職業紹介事業

(支援内容)

- ・ベトサダ利用者を対象に就労支援を行います
- ・自分で就労活動が出来ない・就職が決まらない人に、ベトサダに求人募集をしている会社の紹介・斡旋をします
- ・無料職業紹介（厚生労働省認可業務）
- ・期 間： 令和 5 年 4 月 1 日より令和 6 年 3 月 31 日
- ・場 所： 札幌市東区北 12 条東 10 丁目 2-3 第 5 コーポ春 1 号室
- ・対象者： ベトサダ利用者
- ・人 員： ベトサダスタッフ 3 名

今年度無料職業紹介事業で就職先を支援したのは 3 名になります。

住宅確保困難者に対する居住支援事業

- ・期 間： 令和 5 年 4 月 1 日より令和 6 年 3 月 31 日
- ・対象者： 札幌市一時生活支援対象者以外の住宅確保困難者
- ・人 員： ベトサダスタッフ 3 名

今年度以降中止。居住支援団体から離脱しました。

(支援内容)

- ・連帯保証人・緊急連絡先の確保出来ない居住確保困難者・一定の生活支援が必要な生活困窮者等の支援
- ・低家賃の住宅が少なく、生活困窮者には 民間賃貸住宅において入居拒否の傾向
- ・一時生活支援シェルター等を期限で退所した者や、居住に困難を抱える者等、地域社会から孤立した状態にある生活困窮者・低所得者等を対象に、訪問等による見守りなど居住を安定して継続するための支援や入居に当たったの支援の構築
- ・生活困窮者（ホームレス・被生活保護者・失業者・低額所得者を含む）・高齢者・障がい者・犯罪被害者・DV被害者を不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者探し、賃貸借契約などの支援を行うとともに円滑な入居を支援
- ・住宅確保要配慮者の現状を把握し、上記の対象者はケースによりサブリース物件への入居又は、他物件の紹介、不動産への同行支援。サブリース物件入居の相談・入居支援
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低家賃の物件情報の収集
- ・家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等の情報収集
- ・訪問等による居宅における見守り支援
- ・就労先の紹介・斡旋（厚労省認可無料職業紹介業務）
- ・24 時間対応の相談窓口の受付
事務所での相談業務は平日 9 時~17 時・土曜日 8 時~12 時、時間外及び緊急時は電話対応を行い状況に応じて住宅確保要配慮者を迎えに行き、相談及びシェルターとして即入居。
- ・地域とのつながり促進支援（集いの場の確保）
各行政機関（社会福祉機関・警察・区役所・不動産等）と連携を図り、速やかな住宅確保要配慮者との繋ぎをつくり、早急な住宅確保・安定した生活支援
- ・民間賃貸住宅に居住する対象者に対する電話窓口の設置をし、電話相談で済むのであれば電話での応答を行い、対面でない出来ない案件であれば訪問による相談支援を行う（生活相談・就労相談（随時））
- ・週 1 回の対面にての見守り訪問
- ・緊急時の対応 緊急案件の連絡が入り次第対応（病院への搬送・付き添い他）
- ・各行政機関・社会福祉機関・病院等同行支援
- ・希望者に有料食事提供
- ・当法人の周知として HP での入居相談の周知・WEB での相談を行う。

上記に係る運営維持管理業務

- ・期 間： 令和5年4月1日より令和6年3月31日
- ・場 所： 札幌市東区北12条東10丁目2-3第5コーポ春1号室
- ・人 員： ベトサダスタッフ 4名

事業事務専任スタッフとしては1名を配置。日中の管理運営業務は他3名が執り行いました。他団体との繋ぎの打合せ、資料作成を行い移行がスムーズになるよう段取りを行いました。